

【感染症情報】 フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その49：コミュニティ隔離措置の変更等）

[在フィリピン日本国大使館](#)

2020/7/1, Wed 14:30

Message body

【ポイント】

●6月30日、フィリピン政府は、7月1日から15日までのフィリピン各地におけるコミュニティ隔離措置を変更することを発表しました。

●セブ市は、強化されたコミュニティ隔離措置(ECQ)に置かれており、フィリピン当局は、セブ市の保健システムがひっ迫しているとの見方を示しています。

【本文】

1 6月30日、フィリピン政府は、7月1日から15日までのフィリピン各地におけるコミュニティ隔離措置を次のとおり変更することを発表しました。

(1) 強化されたコミュニティ隔離措置(ECQ)を課す地域
セブ市

(2) 一般的なコミュニティ隔離措置 (GCQ) を課す地域

- ・マニラ首都圏全域
- ・コルディリェラ地域のベンゲット州
- ・カラバルソン地域 (地域 4A) のカビテ州, リザール州
- ・中部ビサヤ地域 (地域 7) のマンドラウエ市, ラプラブ市, タリサイ市, ミングラニラ町, コンソラシオン町
- ・東ビサヤ地域 (地域 8) のレイテ州, 南レイテ州, オルモック州,

(3) 修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置(MGCQ)を課す地域

- ・コルディリェラ地域
アブラ州, バギオ市, イフガオ州, カリンガ州
- ・イコロス地域 (地域 1)
北イロコス州, ラウニオン州, パンガシナン州
- ・カガヤン・バレー地域 (地域 2)
カガヤン州, イサベラ州
- ・中部ルソン地域 (地域 3)
バタアン州, ブラカン州, ヌエヴァ・エシハ州, パンパンガ州, アンヘレス市
- ・カラバルソン地域(地域 4A)
バタンガス州, ラグナ州, ケゾン州, ルセナ市

- ・ミマロパ地域（地域 4B）
パラワン州，プエルト・プリンセサ市
- ・ビコール地域（地域 5）
アルバイ州，北カマリネス州，南カマリネス州，ナガ市
- ・西ビサヤ地域（地域 6）
カピス州，イロイロ州，イロイロ市，西ネグロス州，バコロド市
- ・中部ビサヤ地域（地域 7）
セブ州（除く：GCQ 指定市・町），ボホール州，東ネグロス州
- ・東ビサヤ地区（地域 8）
タクロバーン市，西サマール州
- ・サンボアンガ半島地域（地域 9）
サンボアンガ市，南サンボアンガ州
- ・北ミンダナオ地域（地域 10）
ブキノドン州，西ミサミス州，東ミサミス州，カガヤン・デ・オロ市
- ・ダバオ地域（地域 11）
北ダバオ州，南ダバオ州，ダバオ・デ・オロ州，ダバオ市
- ・ソクサージェン地域（地域 12）
クタバト州，南クタバト州
- ・カラガ地域（地域 13）
北アグサン州，ブトゥアン市
- ・バンサモロ暫定自治地域
南ラナオ州，マギンダナオ州

（4）低リスクの MGCQ

上記（1）から（3）まで以外の全地域

2 コミュニティ隔離措置のレベルに応じた具体的措置内容については、現時点で判明していない部分もありますが、下記リンク先の「フィリピンにおけるコミュニティ隔離措置に関するオムニバス・ガイドライン」や分野別のガイドライン、その他今後の発表等を参照してください。

3 特定のコミュニティ隔離措置のレベルに指定された地域であっても、市やバランガイの単位でより厳しい隔離措置が課される場合もあります。滞在されている地域の地方行政機関の発表にも十分に注意し、それぞれの地域の条例、指示等に従って、トラブルを避けるように努めてください。

4 セブ市は、強化されたコミュニティ隔離措置(ECQ)に置かれており、フィリピン当局は、セブ市の保健システムがひっ迫しているとの見方を示しています。セブ市及びその周辺に滞在中の在留邦人、短期渡航者の皆様におかれては、体調管理と感染予防に万全を期し、滞在地の外出制限措置を遵守するとともに、外出する際にはこれまで以上に注意して行動してください。特に高齢者や基礎疾患をお持ちの方におかれては、新型コロナウイルスに感染した場合、重症化するリスクが高いことを踏まえ、安全確保につい

て十分な検討を行ってください。

5 その他の地域においても、在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

6 なお、ニノイ・アキノ国際空港発着便を中心に、フィリピン国内線の運航が一部再開されていますが、混乱も見られます。ご利用の際は、各航空会社のウェブ・サイト等から最新の情報の入手に努めてください。

- 大統領府及び新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）
（フィリピン政府新型コロナウイルス感染対策ウェブ・サイト）

<https://www.covid19.gov.ph/issuances/>

（6月30日大統領等会見）

<https://pcoo.gov.ph/presidential-speech/talk-to-the-people-of-president-rodriigo-roa-duterte-on-coronavirus-disease-2019-covid-19-12/>

（6月25日改訂「フィリピンにおけるコミュニティ隔離措置に関するオムニバス・ガイドライン」）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/06jun/20200625-omnibus-guidelines-on-the-implementation-of-community-quarantine-in-the-philippines.pdf>

- フィリピン運輸省
（陸上交通に関するガイドライン）

<http://dotr.gov.ph/55-dotnews/1558-read-as-various-areas-in-the-country-prepares-to-shift-from-modified-enhanced-community-quarantine-mecq-to-general-community-quarantine-gcq-the-new-normal.html>

- フィリピン保健省
（フィリピン入国の際の検査・検疫措置に関する5月1日付けメモランダム（在大阪フィリピン海外労働事務所のウェブ・サイトに掲載されているもの））

<https://poloosaka.dole.gov.ph/news/doh-department-memorandum-no-2020-0200/>

（職場復帰に係る暫定ガイドライン）

<https://www.doh.gov.ph/sites/default/files/health-update/dm2020-0220.pdf>

（セブ市への医師の派遣に関する6月29日付けアドバイザリー）

https://www.doh.gov.ph/sites/default/files/health-update/ADVISORY_%20DTTB-Deployment-to-Cebu.pdf

（保健省ホットライン）

・マニラ首都圏在住者専用医療相談ホットライン：(02) 8424-1724 又は (02) 7798-8000

・新型コロナウイルス感染症ホットライン：(02) 8942-6843 又は 1555（注：後者は4桁のみでつながります。）

- フィリピン貿易産業省及びフィリピン労働雇用省
(職場における COVID-19 の予防と管理に係る暫定ガイドライン)
https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/Issuances+from+other+agencies/010520_DTI_DOLE_Guidelines_Workplace_Prevention_Control_COVID19.pdf
- フィリピン貿易産業省
(ビジネス継続計画ガイド)
<http://www.bps.dti.gov.ph/index.php/press-releases/24-2020/219-dti-bps-releases-business-continuity-guide>
- フィリピン教育省
(5月28日付け2020-2021年のフィリピン公立学校の進学登録手続きに関するガイドライン)
<https://www.deped.gov.ph/2020/05/28/do-008-s-2020/>
- フィリピン観光省
(観光省地域オフィス連絡先) http://www.tourism.gov.ph/regional_offices.aspx
(注：国際空港へのアクセスが困難な外国人へのフィリピン政府による支援については、在フィリピン日本大使館ホームページ【3/20付 領事班からのお知らせ】
https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00050.htmlも参考にしてください。)
(観光省フェイスブック)
<https://www.facebook.com/DepartmentOfTourism/>
(注：営業中のホテル等についての情報も掲載されています。)
- フィリピン入国管理局
<https://www.facebook.com/officialbureauofimmigration/>
<http://immigration.gov.ph/>
(5月29日付けプレス・リリース：一般的なコミュニティ隔離措置 (GCQ) 下のニノイ・アキノ国際空港における渡航の制限)
http://immigration.gov.ph/images/News/2020_Yr/05_May/2020May29_Press.pdf
(5月29日付けアドバイザー：オンライン予約制の導入)
http://www.immigration.gov.ph/images/Advisory/2020/05_May/2020May29_advisory.pdf
- フィリピン国内移動プロトコール・フローチャート
(マニラ国際空港庁 (MIAA) ウェブ・サイト)
(州等の内部移動に関するプロトコール・フローチャート)
<https://www.facebook.com/MIAAGovPh/photos/pcb.1650606908438413/1650605995105171/?type=3&theater>
(州等をまたぐ移動に関するプロトコール・フローチャート)
<https://www.facebook.com/MIAAGovPh/photos/pcb.1650606908438413/1650606015105169/?type=3&theater>
- フィリピン航空

<https://www.philippineairlines.com/ja-jp/jp/home>

●セブ・パシフィック

<https://www.cebupacificair.com/ja-jp>

●エア・アジア

<https://www.airasia.com/ja/jp>

●日本国厚生労働省

(新型コロナウイルス感染症関係)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(問い合わせ窓口)

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：(市外局番 02) 8551-5710

(邦人援護ホットライン) (市外局番 02) 8551-5786

FAX：(市外局番 02) 8551-5785

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話：(市外局番 082) 221-3100

FAX：(市外局番 082) 221-2176

ホームページ：https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在セブ領事事務所

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：(市外局番 032) 231-7321

FAX：(市外局番 032) 231-6843

[削除 ▲ ページトップへ](#)